

第16日目(3月19日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。

これから本日の会議を開きます。なお、広井監査委員から公務のため午後欠席の届けが出ております。これを許します。

議長 ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

(午前9時30分)

市長 おはようございます。貴重な時間をお借りして申し訳ございませんけれども、私の方から議会の皆さん方に一言おわびと、また若干の釈明を含めて申し上げたいと思っております。3月17日の一般会計の討論の際に、私が討論内容に対しましてある意味では不規則発言ということだと思っておりますけれども申し上げ、議会の皆さん方に大変不快な思いをさせたということでもあります。心からおわびを申し上げなければならないと思っておりますが、私の思いは、毎年度そうでありますけれども、この予算編成にあたっては数カ月を要しながら、担当職員を初め職員がそれぞれ意を凝らし、市民のためを思いながらの積み重ねの予算であります。特にまた20年度は財政的にも厳しいという中を、まあまあある意味では相当の思いを込めながら編成したという思いでありまして、このことに対しまして内容についてそれぞれ申し上げていただくのは、当日も申し上げましたけれども一切、ある意味では甘受しなければならないわけでありまして、一般的に全くこの予算に関係のない部分でのことについて、私がちょっと思いの発露を間違えたということでもあります。

皆さん方には大変不快な思いをさせ、また議会を混乱させましたことに心からおわびを申し上げます。今後かかることのないように十分隠忍自重しながら努めてまいりたいと思っておりますので、ご容赦をいただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第1、平成20年請願第1号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願、および、日程第2、平成20年陳情第3号 健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める陳情の2件を一括議題といたします。総務文教委員長・笠原喜一郎君の審査報告を求めます。

笠原総務文教委員長 おはようございます。去る3月4日に総務文教委員会に付託をされました事件を審査した結果を報告させていただきます。平成20年請願第1号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願につきましては、賛成者少数ということで不採択となっております。

また、平成20年陳情第3号 健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める陳情につきましても賛成者少数ということで不採択とすべきものというふうに決しております。以上であります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成20年請願第1号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年請願第1号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。よって本請願は原案についてお諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成20年請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成20年陳情第3号 健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める陳情に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年陳情第3号 健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって本陳情は原案についてお諮りいたします。

本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成20年陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、平成20年請願第2号 生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願を議題といたします。

産業建設委員長・樋口和人君の審査報告を求めます。

樋口産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会に付託されました事件の審査結果についてご報告を申し上げます。審査の結果、不採択とすべきもの、平成20年請願第2号 生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願、これについては今

ほどのとおり不採択ということで、全会一致で決しました。以上です。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年請願第2号 生活保護基準以下の最低賃金の抜本改正を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成20年請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第4、平成20年請願第3号 後期高齢者医療制度の撤回・中止を求める請願から、日程第7、平成20年陳情第4号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情まで、以上4件を一括議題といたします。

社会厚生委員長・牛木芳雄君の審査報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会の審査報告をいたします。審査の結果であります。

採択すべきもの、次の2件であります。平成20年陳情第1号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情、平成20年陳情第2号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情。

不採択とすべきもの、次の2件であります。平成20年請願第3号 後期高齢者医療制度の撤回・中止を求める請願、平成20年陳情第4号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情であります。

若干補足的に説明を申し上げますが、まず陳情第1号であります。討論はありませんでした。全員賛成で採択をしたところであります。

陳情第2号であります。討論はありませんでした。賛成4、反対4、賛否同数でありました。委員長私の判断で採択と決しました。

それから請願第3号であります。紹介議員の笹木議員がおりましたので若干説明をいただ

き討論をいたしました。賛成討論 1、反対討論 2 でありました。採決の結果、賛成 1、反対 7 で不採択であります。

陳情第 4 号であります。この特措法に対する説明を環境課長からいただきました。若干質疑がありましたが、反対討論 3、賛成者なしで不採択としたところであります。以上であります。

議 長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 平成 20 年請願第 3 号 後期高齢者医療制度の撤回・中止を求める請願に対する討論を行います。賛成者の発言をまず許します。

(「委員長報告に反対、原案に賛成という討論です」の声あり)

笹木信治君 私は請願第 3 号 後期高齢者医療制度の撤回・中止を求める請願について、委員長報告に反対、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者、75 歳以上をいうわけですが、なぜ 75 歳以上かということが議論になっております。厚生省の言い分では老人の特性をいうということですが、特性とは何かということによって 3 点ほどあげております。75 歳以上になるといろいろな病気になる、病気がちであるということが一つ。もう一つは認知症が発生しやすいということ。3 番目にはやがて死を迎えるということが、75 歳以上の老人の特性であるというふうに厚生労働大臣は説明しております。

私はこれを聞いているときに、日本社会のお年寄りを大切にするという考え方がまさに崩壊しているのではないかという感じを受けたわけでありまして。日本社会では 77 歳になれば喜寿、88 歳になれば米寿、99 歳になれば白寿というようなことで長生きを祝ってお年寄りを大切にするという社会の習慣があるわけですが、それがこうした制度をつくることによって見事に断ち切られていると私は思うわけでありまして。

内容についてはいろいろな場所でいろいろ申し述べておりますのであれこれはいませんが。私はこれを平成の姥捨て山と言いましたが、考えてみますと姥捨て山のお年寄りからは保険料をとっていませんから、それよりもひどいというふうに考えるわけでありまして。医療の内容につきましてもお年寄りの医療を別枠で、医療の仕方そのものも差別をしていくということであって、本当にこれは現代社会のモラルさえも崩壊しかねない。そういう制度ではないかと思うわけでありまして。いろいろありますが、以上をもって反対討論といたします。

議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年請願第3号 後期高齢者医療制度の撤回・中止を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。よって本請願は原案についてお諮りいたします。

本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成20年請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成20年陳情第1号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年陳情第1号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員。よって平成20年陳情第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 平成20年陳情第2号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年陳情第2号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成20年陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成20年陳情第4号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

平成20年陳情第4号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。よって本陳情は原案についてお諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立なしでありまして、平成20年陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第8、第15号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計予算、および日程第9、第16号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計予算の2件を一括議題といたします。2件について産業建設委員長・樋口和人君の審査報告を求めます。

樋口産業建設委員長 それでは平成20年3月4日に付託されました事件について、産業建設委員会で審査をした結果についてご報告を申し上げます。

3月6日木曜日に委員会を開催させていただきました。全員の出席、および議長からも出席をいただいた中、執行部、企業部長、下水道課長、水道課長、それぞれの出席をいただき、審査を行いました。審査結果です。第15号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計予算については原案について可決という結果であります。また、第16号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計予算についても原案について、原案可決という結果になっております。以上。

議長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

岩野 松君 水道会計についてお聞きしますが、借換債が少し緩和されることによっての影響額などの質疑はありませんでしたでしょうか。

樋口産業建設委員長 ありました。

議長 内容も少し言ってください。

樋口産業建設委員長 内容については、金額まではあれですけども、6.7パーセントというもの、あるいは4パーセントから5パーセントぐらい、6.7パーセントですか、今までのものが21本。4パーセントから5パーセントという高い利率のもの7本を借換えをしていくということで、きちんとした金額までは出ていませんけれども、それが負担が低くなるという話は出ていました。

腰越 晃君 初日の各委員長の閉会中の調査報告が非常に長かったということで、議事進行のスムーズさを図るうえで今のような委員長報告になったかと思うわけですが。当議会は委員会中心主義というものを一応形上は採用している。そういう中で今回の特別会計当初予算については、産業建設常任委員会に付託をし、きちんと議論した結果、結果を出しなさいということであろうと私はと思いますが、ただ結果だけ申し上げる、結果だけ報告すればいいというものではないと思います。あまり延々と長々と報告されても困るわけですけども、

両特別会計予算について、議論があった内容について委員長として重要だと思われるものは、やはり本会議の場で報告をすべきと考えますが、委員長はいかがお考えでしょうか。

樋口産業建設委員長　私の今の報告の仕方についての意見を求められているわけですが、委員会の審査報告について疑義があるのか。その辺のことも、私の今の見解をここで答えるということにさせてもらってもよろしいですか。（「どちらでも結構です」の声あり）

はい。私はそれぞれ皆さんが、私どもの委員会の中で本当に一生懸命審査をしていただいた結果をここで皆さんにご報告しているわけですから、その内容としてそれは丁寧にとどこまで答えるということもあるのでしょうかけれども、この結果を報告だと私は思っていますので、それは特に内容で、丁寧にとということはそうなのでしょうけれども、結果の報告ですので、私は別にこの報告のスタイルで悪いとは思ってはいりません。

腰越 晃君　一言これでいいと言ってもらえばいいわけなのですから、少なくとも委員長がまとめてこられた経過の中で、これとこれはきちんと報告すべきであろうというのはあってしかるべきというふうに思うのですが、全く結果だけでよろしいと委員長が判断しておられるのであればそれはそれでいいと、そのように理解をいたします。

若井達男君　下水道会計についてお伺いします。この議案が上程されたときに提出者の方から説明があったわけですが、そのときに下水の浸水対策というようなことで六日町小学校、六小ですかに貯水池を設けるという説明はあったわけですが、その詳細についてこの産建の委員会の方に説明が執行部の方からあったかどうか。そしてそれに対してどのような質疑が行われたか。質疑がなければこれはないという形になりますが、それについてひとつ答弁願います。

樋口産業建設委員長　小学校については高橋委員の方から質疑がありました。それにつきまして、細かい位置までは出ていませんけれども、臭いですとかというような心配もないかということ。それに対して雨水が入るわけですので臭いについての心配はしていないということと、やはりグラウンド内ですので工事についてとかあるいは出来たあとのマンホールとかのことで、子供たちの安全を第一に考えているという答弁です。

それから雨の量として20ミリですね。その量について4時間から5時間耐え得るものを作るのだ、ということでそれぞれ質疑、あるいは答弁がございました。

議長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長　第15号議案　平成20年度南魚沼市下水道特別会計予算に対する討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第15号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第16号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。反対ですか。

岩野 松君 野次が飛びましたが。16号議案に反対の立場で討論に参加いたします。私は何度も言いますが、これはダム建設や水の2経路の大型投資による元凶がいちばん住民にとって高い水道料になっていると思っております。市長はかねがね使用の量が増えなければなかなか値下げにつながらないと言っておりますが、その努力が私にはちょっと見えないような気もいたします。

最初のこれをつくったときの値上げに対しての提案がされていたのを抑えていることは、努力をしているという評価をいたします。しかし、借換債について私ども長年中央交渉などもやってきました。それが少しずつ認められております。その高い借金の部分を少しでも安い金利にする、そういうことへの努力をこれからも、国への働きかけもしてもらおう。そしてそれが使用料金の引き下げにつながることを願っております。

使用料を値上げしないことには努力を認めますけれども、やはり住民の中ではまだまだ冬は冷たい、しかも高くてガス代もたくさんいるという不平の声はたくさん聞かれております。そういう立場からもこの水道料金会計には反対をいたします。よろしく申し上げます。

議長 賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 おはようございます。私は市民クラブを代表して平成20年度水道事業会計予算案に対し、賛成の立場で討論に参加するものであります。今年度の収益的収支を見ますと、依然として事業収益だけでは支出をまかなうことが出来ない状況であり、高料金対策として交付税措置分を含めて7億3,300万円あまりを繰り入れないと、全国でも高いといわれております今の水道料金を維持できないのが現実であります。

しかし、資本的収支を見ますと22億円にものぼります低利での借り換えが実行でき、平成20年度においては35億円もの企業債償還が実現できたことは大いに歓迎するものであります。懸案の収納対策を見ますと、収納率現年分97.9パーセント、滞納分61.7パーセントと、その取り組みの意欲は評価できます。また給水人口の減少という好ましくない状況の中で、事業の見直しと職員数の削減に取り組み、来たるシステムの更新ならびに排水池等の修繕に向けた水道ビジョン策定に取り掛かるなど、企業としての経営努力を大いに評価するものであります。山紫水明の我が市にあって、安心・安全な飲み水の供給に努力し、水道料金の抑制に努めることを期待して賛成討論とするものであります。

議長 討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。第16号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第10、第11号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算から、日程第14、第17号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計予算まで、以上5件を一括議題といたします。5件について社会厚生委員長・牛木芳雄君の審査報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 社会厚生委員会に付託をされました5件の特別会計予算について審査の結果を報告いたします。まず審査期日ではありますが、20年3月7日金曜日でありました。全員の出席であります。また議長からも出席をいただいております。内容であります。そこへ記載のとおり執行部の皆さん方からご出席をいただきました。

第11号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算であります。これは原案どおり可決いたしました。若干説明をさせていただきますが、この中で質疑の中で主なものを一つ、二つさせていただきます。人間ドックの見直しについて、見直したいという説明がありました。これにつきましては市民生活部長あるいは市民課長から、人間ドックはいい検診システムだと思っているが、今度の検診は糖尿病あるいはメタボリックシンドロームにならないように、これに特化した検診であるということでありまして、一つの会計から同じようなものを二つ制度支出をすることはできないということの説明でありました。

もう1点、健康診断のときにバスがくるわけではありますが、このバスの中で男女同時に着替えるというのはいかがなものか、というふうな改善を求める意見も出されました。市民課長の方から今後きちんと検討していくと、このような答弁があったわけであります。

これらを受けまして、反対討論が1ありました。賛成討論はありませんでした。採決の結果、賛成8、反対1ということで原案どおり可決されたところであります。

次に第12号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計予算であります。これについては、自立支援事業の委託についてどのようなものであるかというふうな質問がありました。これは一人暮らしの老人のみの世帯に栄養面の改善が必要な方に対して、週3回を限度に弁当の宅配をしている。安否の確認をしながらこういうことで配食をしているということでありました。業者は二つの業者に委託をしているということでありました。これにつきましては討論はありませんでした。全員一致で原案どおり可決したところであります。

次に第13号議案 平成20年度南魚沼市老人保健特別会計予算であります。これは質

疑討論はありませんでした。全員一致で原案の可決であります。

第14号議案 平成20年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算であります。これも若干説明をいたします。市町村負担の一般管理費、広域連合の負担金であります。一般管理費の中で均等割10パーセントという話だが、南魚沼市あるいは新潟市も同じかというふうな質問がありました。市民課長の方から、これは一般会計から出ているのでこの特別会計からではないということの説明でありました。その負担割合が均等割10パーセント、あるいは人口割40パーセント、高齢者割が50パーセント等々の負担割合であるということの説明があったところであります。

討論を行いました。反対討論が1。1名の方から反対討論がありました。採決の結果、賛成8、反対1ということで、原案どおり可決したところであります。

次に第17号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計予算であります。これについても若干申し上げますが、ジェネリック医薬品の使用状況はどうかということでありました。これに対して、これは医師が決めるものでありますけれども、医局の会議では当然そういう話はしている。啓発活動も行っているということでありました。

その中で城内病院については11パーセントぐらいであるだろうということでありましたし、先生に働きかけて、高い比率に持っていきたいとこのような説明があったところであります。討論はありませんでした。全員一致の原案可決であります。以上で報告を終わります。

議長 5件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

宮田俊之君 17号議案の病院会計について質疑があったか伺います。特に城内病院の材料費で、補正予算の方で1,700万円アップだという説明があった中で、今回の当初を見ますと400万円ほどしかアップしていないと。当然足りなくなるだろうということが予想されるのでありますが、この点について質疑があったかないかについてお伺いいたします。

牛木社会厚生委員長 ちょっと待ってください。なかなかたくさんの審査で、ちょっとお待ちください。

的確に表現しているかどうかわかりませんがそれらしいものがありました。補正予算で城内病院で1,700万円の高額の薬剤費補正であげていますが、今回の予算書を見ると昨年と同じぐらいになっている、それはどういうことかというふうな質問がありました。これは大和病院の事務長からでありますけれども、一つはある程度の決算見通しが出ない前に新年度の予算が出来ていること。もう一つはどうしても見積りを甘く見なければある程度の予算が組めないということ。人件費は議会の議決が必要である。少し入れ目にしておかないと危ないところがある。というようなことでありました。そういう答弁でありました。

若干関連しますけれどもあまり的確な答えになっていないようですが、こういことであります。よろしく願います。

宮田俊之君 その説明を聞いた後にまた再質疑があったかないかについて。ありましたら内容についてお聞かせください。

牛木社会厚生委員長 再質問がありました。要約しますと18年度の病院・・・これは

副委員長からそういう質問があったわけでありませぬけれども、大和病院事務長から今年度は薬品のまとめ買いはしないということでありませぬ。昨年は年が過ぎたあと高額な薬品が結構出たのだそうでありませぬ、そういうこともあって薬品費が足りなくなつたこともあるという答弁でありませぬ。

議長 質疑を終わることにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めませぬ。よつて質疑を終わります。

議長 第11号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。原案に反対ですか。

(「反対討論です」の声あり)

笛木信治君 私は平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場での討論をするものでありませぬ。今回この国民健康保険は高齢者医療の関係で内容も変わつてきてありませぬ。前期高齢者といわれる70歳から74歳までの窓口負担が、1割から2割になります。新たに65歳から年金受給者の保険料の天引きが決められてありませぬ。このようにこれはいわば滞納対策ということもできますが、問答無用天引きをするというこのやり方を、果たして国民の皆さんはどう受け止めてあるかということでありませぬ。

そしてまた今回国民健康保険のいろいろの議論の中でも特徴的なのは、この基金が当会計で3億6,000万円になつたということから、保険給付の10パーセント前後では不足ではないかというような議論が、質問者側からも答弁者側からも出ました。近い将来の値上げというようなことも示唆されてありませぬが、私はこの基金が10パーセント前後というのは最も良好な状態であるというふうを考えてありませぬので、値上げ論議などはもつてのほかだというふうに思うわけでありませぬ。

そしてまた特徴的なことを申し上げますと、今回新たに保険事業で特定検診が始まりました。これは3,800万円ほどの予算がついてありませぬ。腹回りですぬ男性で85センチ、女性で90センチを超えるとメタボリック症候群ということで生活指導を受けるとということになるのだそうですが、これはしかしこうした方々がその後どれだけ成人病にかかるかという明確な資料もないのです。

これはそれだけではなくて、そうした一定の基準を超える方々が国保会計の構成員の中で1万8,000名ですか、一定の割合を超えると上部の保険、これは老人保険の方ですか、そちらの方へ一定の拠出金を出さなければいけぬことになるというペナルティですぬ。言つてみれば減反のペナルティというのを我々は経験してありませぬが、農家組合で一人減反を達成しないものがあるために、その農家組合全体が一定の罰則を受けるとようなペナルティがありませぬが、そういうペナルティがこの制度に持ち込まれてあるというふうには私は考えるわけでありませぬ。

私もテープで測つてみませぬ。91センチあるのです。これはもう私は91センチあるがゆえに保険会計を構成する皆さんに迷惑かけてあることになりませぬね、そうすると。したが

ってこれは医療保険者の中でそれぞれを差別するような考え方を持ち込むという点で私は問題があると思うのです。別に市が決めたことではなくて国が決めたことですから、私は遠慮なく言いますけれども、本当にそういう人を差別するようなペナルティを加えながらそのものを支配していく、まとめていくというやり方、これは本当に私は許せないと思いますが、そういう内容が新たに盛り込まれております。

ご承知のようにこの保険会計では滞納が7,300万円ぐらいあるわけですが、そういったことから滞納者も1,440人ということでこれも去年より若干増えております。こうした社会情勢ですからだんだん増えてくるわけですが、こうした中で資格証の発行も176、短期も入れると560からの保険証という点で不安な気持ちを持たれている方がいるということでありまして。子どもはこの国民健康保険は命の綱であります。この滞納する保険証をもらえない人こそが実は大変な状況にあるわけで、私はこうしたことからぜひとも市の方で、繰り出し金も大変ですが法定繰り出しだけではなく、そうした思いやりも込めた繰り出しも含めてこうした方々を救うべきだというふうに考えております。

市長裁量による減免制度というのがあるのですが、これは活用されておられません。そういう意味におきましてこの予算案について不十分であると考えますので、反対討論をするものであります。以上であります。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 私は市民クラブを代表いたしまして第11号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論に参加したいというふうに思います。私がいうまでもありませんけれども、健康保険は国民相互の助け合いのもとに成り立っているものでありまして、とりわけ国民健康保険は、その国民皆保険制度を支える基盤の部分を担当しているわけでありまして。

したがって病気になったとき誰もが安心して医療にかかれる、いわば私たち市民にとっては先ほど笛木議員もおっしゃっていましたが、命綱であるわけでありまして。払えない国保であってはならないわけでありまして、そのために病院にかかれないではまた困るわけでありまして。

その意味では保険税は安い方がいいに決まっているわけでありまして、平成20年度は大幅な制度改正が行われます。特に今ほど来話が出ていますけれども、後期高齢者医療制度に関連しましては、保険税の仕組みも大幅に変わっております。そして被保険者数も25パーセント減というようなことでありまして、20年度の予算編制には非常に難しい年であったというふうなことが感じられます。

そういう意味でこの平成20年度の国保会計予算を見てみますと、先ほど話が出ました、基金の1億5,000万円の取り崩し、したがって基金残高は3億6,000万円ぐらいにしかないわけなのであります。これでは私は本当のことを言うと予期せぬ医療費の増を考えれば、この程度の基金残高では大きな不安もあるわけでありまして。このことは制度改正による市民の負担を少しでも軽減しようとする努力の表れとしてむしろ私は評価することが出

来るのではないかというふうに考えます。

そして国保会計の健全運営とあわせまして、私たちは市の財政全体をみる使命もあるわけでありまして、平成21年度から始まります。したがって平成20年度決算から多分影響するでありまして、財政健全化法による四つの財政指標という視点観点からもやはり考えていかなければならないわけでありまして。

このようなことを考え合わせれば、財政が豊かで繰り入れも可能だという時期、そしてまた基金も豊富だという時期であれば保険税の現状維持、または値下げを主張するところがありますが、今日的な財政事情と先々の安定した国保会計の維持からは、国保税の値上げを今回程度にとどめた予算編制は現状ではやはり私はよしとしなければならないというふうに思うわけでありまして。

と言いましても、国保税は安い方が、安くて市民が誰でも安心して医療にかかれることは誰もが望んでいることでもありますので、そのために、先ほどの笹木議員とは意見が全く逆になるわけなのですけれども、20年度から始まる特定健康審査、そしてまた特定保健指導、そういうものをきちんとやっていただきまして、医療費の抑制のためにそれらの予防医療の充実というようなことはやはりきちんとやっていただかなければならないというふうに思います。そしてまた自分の健康は自分で守るというそういう啓発、保健指導も今まで以上に対応をお願いするところでもあります。そういう意味も含めまして、今回、平成20年度の国民健康保険の特別会計予算につきましては、賛成の立場で討論に参加させていただきました。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

第11号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第12号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第12号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第13号議案 平成20年度南魚沼市老人保険特別会計予算に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第13号議案 平成20年度南魚沼市老人保健特別会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第14号議案 平成20年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。反対討論ですか。

(「はい」の声あり)

笹木信治君 第14号議案 平成20年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算について反対の討論をするものであります。去る4日に、よって立つところの条例が可決されました。それに沿って市では予算化したわけでありますから、当然当たり前のことをしたわけで、それにおまえは反対するのかということになれば、じくじたるものがありますが。これはしかし、私は反対しているのはここへあげてある数字をどうこういつているわけではないのです。私は後期高齢者医療制度そのものについての批判がありますので、そのことを申し上げているわけで、ここにあげている数字をあれこれ申し上げるつもりはありません。これは反対討論をするときいろいろ誤解を招きやすいのであらかじめ断っておきますが、そういうことです。

後期高齢者医療制度は医療の内容が、普通の国民健康保険などで決められている医療の内容と異なってくるという話は、私は繰り返ししてきました。今回はこの内容について料金の問題ですが、これは2年ごとに改定されることになっています。介護保険などが3年に1回ということからみると改定が速いわけです。というのはお年寄りの数がどんどん増えてくる、高齢者医療の規模が大きくなっていく、それに合わせて1割負担ですから改定をして料金を上げていこうというのがねらいなのです。そういうふうに見てみると、厚労省の試算でも10年後には10万円を超えるというような負担も出てくるわけです。私は大変な制度であると思うわけです。

そしてまた、この医療の内容についてこの前も申し述べましたが、いわゆるお年寄りを特定しておいて、だから皆さんはこういう医療ですよということで、かかり医制度であるとか、

あるいはその医療に一定の枠を設けてくるとか、あるいは終末医療はこの程度までですよ、これ以上施した分には保険で面倒みません、というようなことも検討されてその方向が出てくるということでもありますから。保険料は取られる、だんだん上がってくる、医療の内容は劣悪になってくるというわけで、まさに踏んだり蹴ったりの内容があるわけです。

そういうことから私はこの制度そのものに反対をするわけであります。数字は条例に決められた数字を当局がそれに当てはめて出したわけですから、私がここが高いとかあれは低いとかとここでなかなか言えませんが、そういう意味がありまして反対するものであります。以上です。

議長 次に原案に賛成者の発言を許しますが。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

第14号議案 平成20年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第17号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

反対者はいませんね。反対討論はありません。

賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 私は市民クラブを代表しまして第17号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計予算に対して賛成の立場で討論に参加するものであります。

長引く医師不足看護師不足の中、地域医療の核として市民の皆様にもいつでも誰でも平等に医療が受けられるよう日夜奮闘している現場の皆様にも、まずもって感謝申し上げます。4月より診療報酬が0.82パーセント引き下げになること、老朽化した医療機器の入れ替えや原油価格の高騰など、病院経営にとって明るい材料が少ない中、4月より整形外科と口腔外科でそれぞれ勤務医が1名採用されることは、市民の皆様にとっても医業収支にとっても歓迎すべきことであります。

しかしながら医業収益37億8,736万円に対して、医業費用39億8,516万円と、不採算部門を抱えなければならない公立病院の宿命が如実に予算にあらわれております。また少子化の我が市にとって終産期医療の充実が喫緊の課題であることが認識されておりますが、いまだ解決されていないことに不安を覚えるものであります。

予算の説明にもありましたが、採算部門の強化と在庫管理の徹底など経営改善に努めながら普通の総合病院になることを目指し、院長を先頭に病院改革に邁進していることに期待を

するものであります。魚沼地域基幹病院が2015年6月頃開院とスケジュールが発表されました。それに合わせる形で地域医療を支える市民病院としての新しい役割が明確になってくる中で、南魚沼健康の杜構想の実現に向けて、さらなる努力をされることを切望して賛成討論といたします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第17号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計予算、本案に対する委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第17号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

(午前10時40分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議長 日程第15、第44号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 2点お聞かせいただきたいのですが、まず1点。例えば備品が壊れた場合は一体誰が持つことになるのか。老朽化でというのであれば話し合いの上でまた市が持つというのは、私は筋が通っていると思うのですが、それ以外の例えば管理者が借りている場合に、管理者の不注意によって建物が壊れた、リフトが壊れたとき、そういう多大な修繕費がかかる場合になったときは一体誰が負担するのか。

指定管理者は指定管理者で受けてやっているわけですが、ではこの修理代が例えば残り1年を残して何か大規模な修繕がかかるようになりました。その原因がもし指定管理者の、受けた方の不手際でなった場合は、今度は次の年営業が出来ないわけです。もし仮にあまり経費がかかるようだったら、ではやめたというふうに手を投げたことになるわけです。その点の契約はどういうふうになっているのか。

あと、リフト運行としていくわけですから、当然安全性が求められているわけですが、その点はどういうふうに市の方で指導していくのか。安全面についてどういうふうな体制になっているのか、よろしくご答弁をお願いします。

産業振興部長 1点目、例えば備品等でございますが、原則としてそういう場合は市が更新をします。ただ、ご指摘にありましたように、使用上過度の過失等があったケースがあるとすれば、それについては一応そのケースによってご相談の上、させていただきたいと思

います。修繕料につきましては一応30万円以内 ほかの施設もそのようなのですけれども までにつきましては、大体この中でやっていただいてそれを終わった分については協議していただくという内容でございます。

安全性につきましては、これは当然これが第一、安全第一でございますので、その点につきましては現在の協議の中でも、例えば人員配置の問題あたりで、経費削減云々のためにそういうところがおろそかになることのないようにということで十分お話ししておりますし、その点につきましては今後もまた十分指導をして万全の体制で臨めるように考えております。以上です。

若井達男君 1点お伺いします。この収支の中で市が直接負担する金額、予定金額というのが載っているわけです。このうちの借地料が市で負担するというようなことになっているわけですが、122万5,000円でしょうか。これを市が負担する理由というのはどういったことですか。その点をお願いします。

産業振興部長 これにつきましては当初から施設の契約は市が借りてきておりますので、その分については引き続いて営業・・・営業のベースではございますけれども、引き続いて市に貸すと。市に貸すのであってこのアクティに貸すということではないということですので、そういうことで分けさせていただいたものでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第44号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第44号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第45号議案および、日程第17、第46号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本2件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 順番に採決をいたします。

第45号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第45号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第46号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第46号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第18、第47号議案から、日程第32、第61号議案までの財産区管理会財産区管理委員の選任についてを一括議題といたします。

15件について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本15件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 順番に採決いたします。第47号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字四十日財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第47号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第48号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字北田中財産区)、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第48号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第49号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字野田財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第49号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第50号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字奥財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第50号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第51号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字五日町財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第51号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第52号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字大杉新田財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第52号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第53号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字川窪財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第53号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第54号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字四十日、北田中、宇津野新田、青木新田、大杉新田財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第54号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第55号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字欠之上財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第55号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第56号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字四十日、北田中財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第56号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第57号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字泉新田財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第57号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第58号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字大月財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第58号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第59号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第59号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第60号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字寺尾財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第60号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第61号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字坂戸、六日町財産区）、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員。よって第61号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第33、第62号議案 平成19年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第62号議案 平成19年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第62号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第34、第63号議案 財産の処分について（長森工場用地）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第63号議案 財産の処分について(長森工場用地)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第63号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第35、発議第1号 特別委員会の設置についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

角谷英一君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

原案に反対の討論ですか。

（「反対討論です」の声あり）

笹木信治君 発議第1号 特別委員会の設置について、反対の立場で討論をするものがあります。議員定数の調査ということであります。目的は明確ではありませんが、どうもあれこれ総合してみますと、定数を減らすということが目的のようでありますが、最初に削減ありきの定数調査特別委員会には設置に反対するという立場であります。

議員定数はご承知のように合併によって既に半減しているわけでありまして、私は民意を酌み尽くす、住民の市民の声を代弁するという意味におきまして、30名の議員数がけして多いとは考えておりませんので、減らす方向での調査であればその必要がないということから、反対をするものであります。以上。

議長 ほかにごいませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第1号 特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長 ただいま議員定数調査特別委員会の設置が議決されました。

議長 お諮りいたします。報告第2号 議員定数調査特別委員の選任について、および報告第3号 議員定数調査特別委員会の正副委員長を選任についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、および追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに日程とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって報告第2号 議員定数調査特別委員の選任について、および報告第3号 議員定数調査特別委員会の正副委員長を選任についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、および追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに日程とすることに決定いたしました。

議長 報告書配付のため暫時休憩といたします。

(午前11時37分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時39分)

議長 追加日程第1、報告第2号 議員定数調査特別委員の選任についてを行います。

議員定数調査特別委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、議長においてお手元に配付しました名簿のとおり指名いたします。

議長 ここで議員定数調査特別委員会の正副委員長互選のため暫時休憩といたします。なお休憩後の再開はちょうど昼食タイムにも入りますし、休憩中に代表者会議も予定されております。再開は1時15分といたしますので、お願いをいたします。

(午前11時40分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時15分)

議長 追加日程第2、報告第3号 議員定数調査特別委員会の正副委員長を選任についてを行います。事務局長に報告をさせます。

議会事務局長 それではお手元に配付しました報告第3号のところにそれぞれ記載願

たいと思います。委員長は関 昭夫。敬称は略させていただきます。副委員長、若井達男。以上でございます。

議 長 議員定数調査特別委員会の正副委員長については、ただ今の事務局長の報告どおりであります。ここで委員長からあいさつをしていただきます。

関議員定数調査特別委員長 先ほど特別委員会で委員長を仰せつかりました関 昭夫でございます。より良い議論、そしてより良い結果が得られるように努力して参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 以上で議員定数調査特別委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

議 長 市長から、第50号議案、財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字奥財産区)の議決については法令に違反するものと認め、地方自治法第176条第4項の規定によって再議に付されました。

議 長 お諮りいたします。第50号議案、財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字奥財産区)再議の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、50号議案、財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字奥財産区)再議の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定によって中沢俊一君の退場を求めます。

(中沢俊一君退場)

議 長 追加日程第3、第50号議案、財産区管理会財産区管理委員の選任について(大字奥財産区)再議の件を議題といたします。再議に付した理由の説明を求めます。

総務部長 (理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。本件を先の議決のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第50号議案、財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字奥財産区）再議の件は、先の議決のとおり決定されました。

議長 中沢俊一君の入場を認めます。

（中沢俊一君入場）

議長 日程第36、発議第2号 専決事項の指定について（追加）を議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第2号 専決事項の指定について（追加）は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第37、発議第3号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長 （朗読を行う。）

議長 本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 （説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第3号 住民の安全と暮らしに直結した国の地方出先機関を統廃合することの見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

異議ありの声が反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第3号は起立少数につき、発議第3号は否決されました。

議長 日程第38、発議第4号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

牛木芳雄君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第4号 深刻な医師不足を打開するための法律の制定を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第39、発議第5号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

牛木芳雄君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 この中段の現行法は、月 8 日以内の夜勤をはじめ、要は看護婦の夜勤を 8 日以内にしてくれないかというのと、基本指針を看護職員・・・私はちょっとここが理解できないのですけれども、3 番については看護師が足りないというのはこの地域でもわかるわけです。ただ、今まで例えば月 10 日やっていたのが、私ちょっと知らないで失礼ですが、10 日やっているのか何日やっているのかわからないのですけれど、ここ 8 日以内というのをこれは強くやって、1 番と 2 番を強く言いすぎではないかなと思うのです。3 番が全然これ最後のまとめのところでは言っていないなとは思っています。その 1 番を厳しく要は今まで 10 日やっているのを 8 日にするとその分もまた看護師の養成数を増やさなければならぬし、またその分コストがかかるわけです。例えば病院経営であれば。そういう点について提出者はどういうふうに考えているのか。3 番が一番最後のまとめに入っていない理由はあとなぜなのかなという点を、ここのところをご答弁いただきたいと思います。

牛木芳雄君 看護師の数を増やしていただきたい。こういうことは一番言いたいわけがあります。先ほど申し上げましたように過酷な労働条件であると。そして今たぶん何日かわかりませんが、多く夜勤にしている。これを夜勤を減らしていくということになるには、やはり多くの看護師を確保しなければならない。こういうことでありまして、看護師さんが増えてくればやはり夜勤に携わる時間も少なくなるだろうと。よって、労働条件の劣悪さから開放されると私はそういうふうに考えているわけでありまして、それでこういうことの表現だというふうに理解をしております。

山田 勝君 提出者に伺います。法制的に 8 日という規定を本文に盛り込んだ場合、現実問題としてそれが実行できないと法律違反の状態が蔓延するわけです。看護師が不足の場合。そのようなことについて逆効果になるのではないかと考えるのですが、提出者はどのようにお考えですか。

牛木芳雄君 そういうことも考えられるでしょう。られるでしょうけれども我々は、先ほども申し上げましたように看護師の数を増やしていただいて、過酷な看護師の皆さんの労働時間の改善につなげたい。こういう願いであります。ご理解をいただきたい。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第 5 号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、この採決は起立による採決といたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第5号は否決されました。

議長 日程第40、発議第6号 健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

岩野 松君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

佐藤 剛君 発議第6号議案につきまして賛成者ということで名前を出させていただきましたので、賛成討論をさせていただきたいと思います。この自主共済、無認可共済でありますけれども、この点につきましてはその法の趣旨は先ほど提出者が述べたとおりであります。この詐欺商法マルチ商法を行なっている組織に規制を加えると、そして消費者を保護するとそういう部分については、私はこの保険業法の改正というのは賛成でありました。

ただ、残念ながらこの改正の中については、自主共済の中に例えば山で遭難した人を救助するための多額な費用がかかるわけなのですけれどもそれを賄う共済とか、そして一番やはり問題なのは、全国知的障害者互助会などのように保険会社では手の届かない部分を互助会というかたちで行なっている自主共済も含まれてしまったというところだというふうに思いました。

障害があるから一般の保険会社に入れない。そしてまた障害者であるから一般病棟ではなくて差額ベッド、個室に入らなければならない、という場面があるわけなのですけれども、そういう費用を一般の保険会社では手立てできない。その部分を互助会で今までやってきたわけなのですが、そういう部分が一把一絡げにされまして全部認めないというようになってしまったところに問題があるわけです。

全部除外制というところではなくて、この部分、こういう部分について除外を求める意見書でありますので、そういう立場で賛成の討論に参加をさせていただきます。皆様のご賛

同をよろしくお願ひいたします。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第6号 健全に運営されている自主共済を保険業法の適用除外にすることを求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「意義あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって、発議第6号は否決されました。

議長 日程第41、発議第7号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

笠原喜一郎君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「はい、反対です」の声あり)

笹木信治君 私は道路特定財源の確保に関する意見書の提出について反対の立場で討論をいたします。確かに暫定税率はこのまま推移すれば今月末には期限切れということになります。このことが地方の道路行政とりわけ予算を組んであることから、大きな支障が出るということは私もわかっております。しかしながら、今国会でも大きな議論をしていますが、やはりこれは根本的に今改めるとということが求められていると私は考えております。

そうした意味におきまして単に暫定税率を廃止するだけでは、皆さんが言われるような重大な事態ということになる危険性はあると思います。したがって私は道路特定財源全体を考えなければこの問題は解決しないと思うわけではありますが、まず暫定税率を廃止する。そのことはとりもなおさずガソリンが1リットルあたり25円安くなると。このことは地域経済に大きな影響を与えると、その効果もやはり目を向けるべきであると思うわけでありまして。

もともと考えてみますとこの道路特定財源は地方の皆さんが納めている税金だと私は思う

のです。都会の皆さんは交通網が発達していますからそう車に乗らなくてもいいわけですが、私どものような地方ではもう大人が二人いれば2台、4人いれば4台の車がいるわけですから。したがってこの道路特定財源ほとんど地方が納めている。そういうお金であると思うのです。

これがどう使われているか、皆さんもいろいろ議論を聞いて承知のことで私がくどくどと言うところではありませんが、50を超える特殊法人これが国交省の天下り、ここで道路族がこれを好きなように使っているわけです。いちいち言いませんが。そうした仕組みを変えなければだめです。そのためには道路特定財源を一般財源化する。そして本当に納めているその税金を納めている地方へ地方の生活道路関連予算として配分する仕組みを要求して作ると。このことは私は一番大事だと思うわけです。

私はそうした意味におきましてもまず30年も暫定が続くという異常な事態をやめさせるためにも暫定税率はまずやめるべきであるというふうに考えております。しかし、それだけではなく、道路特定財源の一般財源化これはなんとしてもやる。そしていわゆる道路族、国交省の天下りの仕組み、これをやめさせるということが大事であります。向こう10年間に1万6,000キロですか、9,000キロですか高速道路あるいは東京湾にもう1本橋を架ける。とんでもないことだと私は思うわけですが、そうした無駄遣いをやめさせるためにも道路特定財源は一般財源化すると。その意味においてこの暫定税率をまず廃止するべきであるというふうに考えております。以上をもって反対討論といたします。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第7号 道路特定財源の確保に関する意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第42、発議第8号 柏崎刈羽原子力発電所の徹底調査と危機管理体制の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

牛木芳雄君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

賛成者もありませんか。

遠山 力君 私はこの柏崎刈羽原子力発電所の徹底調査と危機管理体制の充実を求める意見書、これに賛成する立場で討論に参加したいと思います。まず、中越沖地震からのごたごたが続いておりますけれども、これは電力会社とそれから国とそれぞれが言ったら適当なことといいますが、小出しに、小出しに、見つかったらしゃべる、見つかったらしゃべるようなことをしております。私たちからみれば義の心があるのであれば、全部出してすべてをさらけ出した上で、住民とかそれから市民の批判とかその判断を受けろというようなことを言いたいわけなのです。

ですからこの1番にありますようにやはり身内ではなくて、第三者にきちんと見てもらわなければならないと思います。それから私も前職のときなどは原子力を想定した訓練をやっておりました。そういうものが例えば私たちは柏崎は遠いと思いますけれども、偏西風に乗ってくれば塵が上がれば数分でここにくるのです。そういう状況をきちんと認識すればこういうのが駄々にされるということは非常に恐ろしいことだと私は考えます。

それからいきますとこの意見書を上げて、こういうのをやめるとか作るなどが、発電所の仕事をやめるとかそういう意見ではなくて、きちんと管理をしてそれで私たちに安全と安心を与えてくれと言いたいのであります。それでありますので、ぜひともこの意見書には私は賛成をしていただきたいと思っております。以上であります。

議長 ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第8号 柏崎刈羽原子力発電所の徹底調査と危機管理体制の充実を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第8号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第43、発議第9号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

佐藤 剛君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず反対者の発言を求めます。

次に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君 発議第9号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について賛成する立場から討論させていただきます。この意見書の提出でございますが、先ほど提出者から言われた本当にそのとおりでございます。私もすぐ近くにそういった障害者を持っている家庭があります。すぐ近くですのでいつもいろいろそういった意見を聞きます。やはり障害者を持つ家庭は本当に並大抵ではないと常々私もそう思っております。

そういった中で今回のこの2006年の4月から始まった自立支援法は、今までは措置として扱ってきて、障害者の皆さん方には安心して、ある程度の施設は変わったとしてもそういったところに行って、そして家庭も安心して一緒に仕事ができるというようなお話でございます。

そうした中でこの支援法になりますと先ほど提出者が言われたように、非常に障害者も自立していただきたいというような反面ながら、やはりこういったある程度の介護認定ですが、そういったものに対してのそれがちょっとでもよくなればすぐ自宅だと。そういわれるとなかなか、ここに書いてありますが、今度は家に帰ってきた場合には誰かが一人残る。そうなってくると収入のほうもなかなか今度はままならない。やはりこうした施設の中へきちんといただいて、そして安心してお互いに生活ができる。本当にそういうお互い良かたちでやっていただきたいというように願っていて、いつもこういう私の近くにもそう言っていています。

やはりそういった気持ちを考えますとこの障害者の自立支援法については、いささか無理があると。そういったことで今回提出者が言われたとおり、ここに書いてあるとおりです。そのことできちんとした提出をすることが私は大事だと思いますので、賛成する立場で討論させていただきます。どうか皆さん全員の賛成をよろしくお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第9号 障害者自立支援法の抜本的な改正を求める

意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第9号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第44、発議第10号 後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 (朗読を行う。)

議長 本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 抜本的な見直しを求める意見書ということなのですが、私この文面を見ていても結局何が言いたいのか全然わからないのですよ。すみません。正直。国において高齢者の窓口負担の引き上げや、要は金を取るなというふうに言っているのかなとか思うけれど、そのなんというのですか抜本的な見直しを強く要請するとか、高齢者に過度な負担を求めることなくとか。要は意見書がぼけていて私は受け取ったほうもわからないのではないのかなと正直思うのです。

前の意見書は同じ抜本的な見直しを求めるでも、これとこれとこれ、この見直しをしてくれただけで、これだと全然私は意味がわからないので。先ほどちょっと寺口さんの説明によってちょっとわかったかなとか思ったのですが、では結局のところは要は後期高齢者医療制度を中止してくれというふうに言っているようにも取れてしまったのですよね。なので一体何を求めているのか。どういうふうな抜本的な見直しを求めているのか。そのところをお願いします。

寺口友彦君 牧野議員の質問にお答えいたしますが、私が説明を申し上げましたように、今まで保険料がかからなかった方たちが新たな保険料の負担が発生をするということと、もう1点は要するに定額制でありますのでそうしますと高齢者といっても 高齢者になればなるほど医療費のかかる治療が必要である場合があるわけです。そうすると一人の医師からは、定格で決められますともうそれ以上は診てもらえない。では他のところに行っていたきたいと言うのですけれども、かかりつけのお医者さんでありますからそうはいっても、という部分もできます。そうすると医師にとっても非常にまずいという制度でもありますから、そういうところは制度としての欠陥があるということであれば、それはやはり抜本的な見直しをしていかなければならないという部分であります。

もう1点ですが、国保のほうから名前は後期高齢者支援金という名目でありますけれども、後期高齢者の医療費のほうに現役世代が負担をしていくということがあるわけです。そうしますと今までの国保の中でも高齢者に対するそういう支援は現役世代が行ってきたわけですが、それ以上に現役世代の負担が増えるという仕組みになっております。そういうところを見直してもらいたい。抜本的というのはそういう意味であります。

岩野 松君 笹木議員が紹介議員になった中止案とこれがあまり差がないという思い

はしていただきましたので、先ほどの議員も言いましたけれども抜本の見直しということの言葉は言葉ですけれども、どこに違いがあるのかが1点と、それから国会では今の議会に民主それから共産、社民そして国民新党、野党4党で中止の確かお願いをしていると思います。その食い違いはないのかどうなのかということも、ちょっと提出者としてのご意見をお聞きしたい。

寺口友彦君 国政の場での議論についてでありますと、この意見書を求めるということと若干違いもありますが、要は国政の場でそういう廃止法案が出されてということですけども、与党のほうは自民党においても保険料負担については凍結を実施するということはありますから、そうすると国政の場でも見直しというそういう機運が出てきているのではないのかなというふうに私は考えております。

それから中止と見直しとどう違うのかということがありますけれども、金曜日になるかと思いますがすでに保険証のほうが一入ひとりの方に発送されますし、このシステム自体がすでに導入をされまして、相当なお金をかけて新潟県の連合会ですかね、協議会のほうも動き出しているわけですから、この部門をストップさせるということはそれまでにかけたお金が非常に無駄になると。そういう面でこういう制度を生かしながら実は生活弱者に配慮をした、そういう医療制度に持って行っていただきたい。そういう思いで中止ではなくて見直しということであります。

阿部久夫君 今ほど寺口議員がお話をしています。見直しということでもありますけれども、まだこの後期高齢者医療制度は4月から新たに始まる制度であって、実質的にまだ始まっていないのですが、どこをどのように見直するのかその点について、始まっていないのにどこを見直するのかその点についてお願いします。

寺口友彦君 阿部議員にお答えしますが、牧野議員の質問にもお答えしましたけれども、要するに保険料の負担が要らなかった方たちに対して新たに保険料が発生をするということと、定額制であると。要するに必要な医療が受けられなくなる可能性が出てくる方が出てくるということについて、見直しをしていただきたいということであります。

議員のお手元にもたぶんこういう冊子のほうが届いているかと思っておりますけれども、私の父も81歳になりますが本人は全くわからないと言っております。そういうような状況でありますので、やはり国民の皆さんにわかるようなかたちで抜本的な話をしていただきたいという思いであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第10号 後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第10号は否決されました。

議長 日程第45、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務についてそれぞれ会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますのでこれを許します。

市長 閉会間際になって申し訳ございませんが、皆さん方にご報告を申し上げておきたいと思っております。今日の新聞に出ておりましたように特別交付税が昨日の閣議決定を経て各自治体に決定通知があったわけでありまして、私どもの南魚沼市には特別交付税平成19年度分といたしまして10億5,821万3,000円。対前年比3,289万2,000円の増であります。

そこでこの19年度予算の中では当初この特別交付税は6億4,000万円。そして先般の原油高騰に伴う部分で336万5,000円。今日議決いただきました除雪費分として8,000万円。合計で7億2,336万5,000円の歳入を見込んでおったところでありますが、今ほどふれましたように10億5,821万3,000円の決定を受けましたので、3億3,484万8,000円がある意味では余ったということではありませんけれども、余計交付をいただいたということです。

この数字をみますと、今後、年度内に特別なことがなければ当然ですけれどもこれは繰越財源となるわけでありまして、20年度当初の財調取り崩しの3億5,000万円は何とか確保できるという方向が見えました。今、ご報告しておかなければまた6月まで報告しない、そうするとなぜ教えなかったとこういふ話になるかもわかりませんので、一応ご報告申し上げますがよろしく願いいたします。

議長 別に質疑はありませんね。

(「なし」の声あり)

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。ここで暫時休憩いたします。休憩後の再開は2時50分といたします。

(午後2時33分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時50分)

議長 19番・笛木信治君より体調の都合で早退の届けが出ておりますのでこれを許します。

議長 ここで小原総務部長、野上産業振興部長、桐生消防長、青木大和市民センター長、阿部塩沢市民センター長より、それぞれ退職のあいさつの発言を求められていますのでこれを許します。まず小原総務部長よりお願いをいたします。

小原総務部長 大変貴重な時間をいただきましてありがとうございます。3月末日をもちまして定年退職となりました。このような神聖な議場におきましてあいさつをさせていただく機会を与えていただきまして、大変光栄に存じているところでございます。私は昭和42年4月1日、当時の大和町に採用されました。以来41年間本当に長い間勤めさせていただきました。大変ありがとうございました。

振り返ってみますと国際大学あるいは北里学院、国際情報高校。それぞれの学校の誘致から開校まで一事務担当として携わらせていただきました。仕事も当時は大変暗いといいますが、辛い苦しいときもありましたが、本当にやりがいのある仕事をさせていただいたと思っております。この点につきましては本当に感謝をしているところでございます。

それから近年中越大震災と合併が重なりまして、大混乱の時代があったわけですが、これもみんなで一步一步乗り越えてくることができたというようなことで、本当に喜んでいるところでございます。また、この合併、震災は今後南魚沼市の将来にわたる大きな出来事として記録されるところでございますが、その時点で自分でじかに体験することができたということにつきましては、今考えてみれば本当にまたこれもよかったことだったなと思えますし、いい思い出として残っているところでございます。

41年間でございますので振り返ってみればいろいろなことがございましたが、よき上司に恵まれ、よき仲間にも恵まれ、本日まで勤めさせていただくことができました。本当に長い間お世話になりました。

それから議会の皆さんには長い間、時には厳しくまた時には優しく、ご指導ご鞭撻を賜り、また時には温かく見守っていただきました。本当に長い間公私にわたり温かいご指導とご厚情に心から感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

退職をしたあとは、私は少しばかりの田んぼや畑をやりながらのんびりとした生活を楽しんでみたいなこう思っておりますし、4月からは区長をいつかしておりますので今までほとんどそういうことには協力できなかった分、今後はそうした地域のいろいろなことには

できるだけ協力していきたいと、こんなことを考えているところでございます。

最後になりますが、南魚沼市のますますの発展と議会の皆様、執行部の皆様のいっそうのご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げまして、大変簡単でございますが退職のあいさつとさせていただきます。本当に長い間、お世話になりありがとうございました。

(拍手)

議長 次に野上産業振興部長よりお願いいたします。

野上産業振興部長 貴重な時間をいただきまして退職にあたりまして一言ごあいさつをさせていただきます。大変ありがとうございます。私は43年9月10日に旧六日町の職員に採用していただきまして、以来39年半という大変長い間勤めさせていただきました。まじめさしか取り得がないものですから上司や同僚、そのほか役場の関係の皆様方から大変なおとりもちをいただきましてやってきましたし、課長になってからは議員の皆様方からも大変なご指導をいただいて今日に至ったということでございます。この辺につきまして心から感謝を申し上げているところでございます。

さて振り返ってみまして仕事がおもしろかったとか辛かったということは別にしまして、一番印象に残っているのはやはり12年でしょうか、城内病院の事務長を命じられたときが一番残っております。当時病院は大変ごたごたといういろいろなことがあった時期でございまして、これで俺が行って務まるのだろうかということで大変心配をしたときでありまして、これが一番印象に残っております。同じ今度は異動になるときになりましたら、先生がそれまで二人だったのですけれど、途中で辞めて一人しかいなくなってしまうました。そのころすぐ見付きりそうな状況があったもので社会保険事務局の方には届けをしないでやってきておりまして、これが大変な減額にされてしまったというふうなことです。ちょうど親父の葬式、逮夜の日が社会保険事務局に呼び出しを食った日になり、とてもお願いするにも勝ち目がないのでカツ丼はやめて、手打ちを早くしてもらえるようにということで手打ちそばをお昼に食べて臨んだということをはっきり覚えております。仕事の話とは別で大変恐縮でございました。

そのほか中越地震それから今の合併と、ほかの方々には経験できなかったことを良い悪いは別にして経験させていただきまして大変良かったなと思っております。幸い常備薬もありませんし、持病といったようなものもなくまめ・まめではなくて健康で今日を迎えられるということを大変私としては喜んでおります。

最後になりましたが今日までいろいろご指導いただきました議員の皆様にご感謝申し上げますとともに、南魚沼市がますます発展することを祈念いたしまして、甚だ簡単ですけれどもごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

議長 次に桐生消防長お願いいたします。

桐生消防長 皆様方におかれましては大変お疲れのところ、またこのような高い席から大変恐縮でございますが、退職にあたりまして一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

思いますと私38年3カ月と非常に長い間、消防職に身を置きながらほんの一端ではございましたが、社会の安全に寄与する仕事を担当させていただきましたことは、今本当にありがたく思っているところでございます。3年間消防長という大役をおおせつかり、非常にまた不安ではございましたが皆様方から温かいご指導、ご鞭撻を賜りまして消防職務を遂行することができたのかなとこんなふうに思っているところでございます。大変どうもありがとうございました。

私は昭和49年1月1日に消防士を拝命をいたしました。その当時は本部職員を含めた中で30名、所長以下24名という体制であり、車両のほうも消防車両4台でございました。現在は人員、車両、装備等も年々着実に整備をされており本当に今、覚醒の感があるなとこんなふうに思っているところでございます。この長い間の変化をつぶさに見てきた私といたしましては、今、感慨無量の思いでございます。

今後は少ない田畑ではございますが、更なるまたおいしい米づくりを目指して心静かに暮らしていこうかなと、こんなふうに思っているところでございます。本当に最後になりましたが、重ねてこの間のご厚情に対しまして感謝を申し上げ、南魚沼市の限りないご発展と皆様方のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、簡単でありますがお礼のごあいさつとさせていただきます。どうも大変長い間ありがとうございました。

(拍手)

議長 次に青木大和市民センター長お願いいたします。

青木大和市民センター長 議会の貴重な時間を拝借いたしまして退職のごあいさつをさせていただきます。私も昭和43年から今日に至るまで約40年間勤めさせていただきました。この間、議会の皆さんあるいは執行部の皆さん、また諸先輩方の皆さん方に大変お世話になりました。この場を借りまして心からお礼申し上げます。

若干思い出を振り返ってみますと私も昭和43年に採用されたときには、大和は非常に中学校の統合問題ということで町を二分する一大選挙が行われました。大変な時期でそのために私は採用が2カ月延びまして6月からということになったと思っておりますが、そのあと採用されてから即座に赤字債権団体に陥りまして、何事もすべて儉約というような状態に陥り、何を買うにも伺いを立てなければならないというような状態でありました。ご承知のように44年にはまた災害がありまして建設課のほうに応援に行けというようなことで、窓口をしながら応援に行った覚えがありました。

そんな思い出の一端が最初のときに残っておりますけれども、その時を振り返ってみましたら年間いくぐらい給料をもらったのかななどと思って調べてみました。ここで暴露するのもちょっとあれですけども支払額が年間で50万円でありました。大変な金額だなと。もちろん給料も安かったからそういう時代であったからしかたがないなと思っておりますけれども。それから以来40年こう働いてくるうちで実際私どもはどのくらいもらうのかなと、生涯給料でどのくらいもらうのかなということで一応支払額を全部足してみました。だいたいどのくらいだと思いませんか。残念ながら2億円がちょっと欠けました。1億9,000万円

という高額の生涯給料になりました。

ちょっとお話を聞いていますと平成に入りましてほしいの人が500万円ぐらいの年の支払額になりますので、40～50年代に採用された人は平成に入りましてからは、確か年収500万円というふうになると思います。20年間働けば1億円はいくということになりますので、1億5,000万円から2億円ぐらいの間の方がほしい今、職員の中ではおられるのではないかなというようなかたちになります。議員の皆さんにこっそりここで教えたようなかたちになりますけれども、大変暴露をちょっとして、ここで逃げたいと思いますが。

皆様方にはまたひとつ大和地域においては基幹病院、それから学園の町づくりという大きな課題がありますので、ぜひともひとつ議員の皆様方あるいは執行部の皆様方からお力添えをいただきながらひとつ町づくりのためによろしくお願ひしたいと思います。私もひとつ一市民として頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。大変長い間お世話になりました。甚だ簡単ではございますが、一言退職のあいさつとさせていただきます。

(拍手)

議長 次に阿部塩沢市民センター長お願ひいたします。

阿部塩沢市民センター長 大変貴重な時間をいただきまして恐縮しているところでございます。私も昭和43年から40年間勤めさせていただきました。この間、議員の皆さんそれから先輩の方々、同僚の方々から本当にお世話になって今日を迎えたわけでございます。無事迎えたというふうに言わせていただきます。

私は仕事をする上で郷土が生んだ英雄、直江兼続公の政治理念を踏襲したと言われております上杉家10代の藩主、上杉鷹山公がおっしゃっておられました「なせば成る、為さねば成らぬ何事も。成らぬは人の為さぬなりけり」という言葉が大好きでこれを基にしながら仕事をしてきたつもりでございます。

最後になりますが、皆様方のますますのご健勝と南魚沼市の更なる発展をご祈念申し上げまして、長い間、本当にありがとうございました。

(拍手)

議長 今年度限りで退職をされます幹部職員の皆様に、議会を代表いたしまして一言感謝の御礼の言葉を申し上げます。小原総務部長そして野上産業振興部長におかれましては、市の組織機構改革による部制の導入から初代の部長として、また青木大和市民センター長そして阿部塩沢市民センター長には初代のセンター長となり、それぞれ合併間もない困難な時期に管理職として職員の先頭に立ち、多くの後輩の指導、育成に努め市民の皆様への日常的サービスにご尽力をいただきました。

そして何よりも合併前の旧町時代から長年にわたる住民福祉向上のため熱意を注がれ、町政、市政の発展に尽くされたご功績とご労苦に対し心から敬意を表すとともに感謝を申し上げます。

桐生消防長におかれましては消防署職員としてこの道一筋、長い間本当にご苦労さまでございました。近年は災害続きでありましたが、深い郷土愛と強い責任感で住民の生命、身体、

財産を守ろうとする消防精神とたゆまぬ努力、そして陣頭指揮を執られてこられたことに改めて心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。皆様の職務を理解され、ご協力をされてこられたご家族の皆様にもよろしくお伝えいただければ幸いです。

最後になりましたが今後とも南魚沼市発展のため折りにふれてご指導、ご協力をいただきますよう衷心よりお願いをいたします。どうかこれからもなお一層のご多幸とご健康でありますよう、心からお祈りをいたしまして御礼のあいさつといたします。本当に長い間ご苦労さまでございました。

(拍 手)

議 長 これをもって平成20年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。どうも長い間ご苦労さまでございました。

(午後3時10分)